

# 湯前まんが美術館資料収集方針

令和3年2月18日策定

湯前まんが美術館は町出身の那須良輔の偉業を讃え、顕彰すると共に、まちづくりの核となり、併せて町民文化の発展に寄与するために設置された公立美術館として、資料収集方針を定める。

この収集方針は、美術館開館の原点となった（1）那須良輔関連資料、だけでなく町唯一の（2）郷土博物館的性格を持つ施設として、またまちづくりの核として（3）メディア芸術を盛り上げてきた歴史、を尊重し策定されたものである。こうした3つに大別される当館のコレクションを、以下の項目に基づいて体系的な保管と充実をすすめる。

## （1） 那須良輔の作品やその関連資料

関連資料とは以下のものを指す。

- ①那須良輔が身に着けたり愛用したりした品々及び蔵書
- ②那須良輔の個人的書簡やスナップ写真等
- ③那須良輔と親交のあった人物の作品や文献資料
- ④那須良輔の作品や人物を理解するために必要な資料

## （2） 企画展示や町行事に関連する資料

湯前まんが美術館が企画する展示やマンガに関するような町行事に関連する資料で、それに替えることができるものが存在しないもの。

## （3） 郷土の歴史的及び文化的資料。

- ①湯前町の歴史を理解するために必要な近世以前の文字資料や絵画、彫刻、工芸品等
- ②湯前町の風土や文化を理解するために必要な地理、民俗、自然科学等に関する資料
- ③湯前町の歴史を理解するために大いに必要な近現代の文字資料や絵画、写真等
- ③人吉・球磨地域を理解するために必要な近世以前の文字資料や絵画等
- ④湯前町に所縁があり各分野で功績を残し、かつ他で資料を収集・保管する機関等がない人物に関連する資料
- ⑤出土地が明確な又は推定可能な考古資料

資料収集にあたっては、思想的・宗教的・政治的思考や個人的な嗜好による取捨選択を行わない。

資料の寄贈・寄託の受け入れ、資料の購入は美術館協議会の意見を参考として、教育委員会が判断する。

寄贈をするものは、寄贈申請書（様式1）を提出する。寄託については、真にやむを得ないと判断された場合のみ受け入れる。